

平成 22 年度「北方領土の日」記念大会

記念講演 「北方領土問題：公正さを求めて」

日時 平成 22 年 2 月 6 日（日）午後 1 時半～

場所 ボルファートとやま

講師 茂田 宏 氏

（元イスラエル大使・独立行政法人 北方領土問題対策協会理事）



ただ今ご紹介にあずかりました、茂田でございます。今日は皆さんにお話をする機会を与えていただきましてありがとうございます。

富山県が北方領土と関係が深いということ、私は最初に衆議院議員の宮腰光寛さんから教えてもらいました。末次一郎さんという方が作った日露専門家会議で宮腰先生にお会いしまして「なぜ富山県の代議士がこの会議に出てきておられるのか」と聞きましたら、「富山には北方領土から帰った人が多いのですよ」という話を聞きました。ここに来る前に間瀬理事長から「富山県と北方領土」という資料を頂き読んできましたが、北方領土の開拓に富山県の方々が大きな貢献をされた、戦後の返還運動の中でも、富山県が大きな役割を果たしてきたことを知りました。まず最初に、この 2 点について私の敬意を表したいと思います。そして、それを受け継いで、今日ここにお集まりの皆様方に敬意を表したいと思います。

大野先生から話がありましたが、一昨年、私はビザなし交流で大野さんや黒部市長の堀内さんと一緒に択捉島と色丹島へ行ってきました。昨年は国後島と色丹島へ行ってきました。ビザなし交流というのは、旅券査証なしに北方領土に日本人が訪問することができるということですが、同じ枠組みでロシア人が日本に訪問していることを皆さんご存じだろうと思います。北方領土すなわち択捉、国後、色丹、歯舞群島の大変美しい島々がロシアに占領されて 60 年余がたちました。北方領土問題とは、これらの諸島を日本の領土として確定して、日ロ間に平和条約を締結する、日ロ関係を完全に正常化するという事です。これは日本外交にとって最重要課題の一つです。

北方領土問題は島の問題ですので、これを土地、不動産の問題であると考えている人がいます。しかし、私はこの問題を単なる不動産の問題と考えることはありません。この問題は正義を回復する問題、スターリンが犯した不正義を是正する問題であると考えています。北方領土問題は第二次大戦の末期に、当時有効であった日ソ中立条約に違反して、ソ連が日本に戦争を仕掛け、日本の領土を占領したことに端を発しています。ソ連の第二次参戦は 1945 年 8 月 9 日です。これは広島に原爆が投下された 8 月 6 日の 3 日後、長崎に 2 発目の原爆が投下された日です。第二次大戦で日本の敗北が確実になり、日本が中立国であったソ連に戦争終結の仲介を依頼している中で、スターリンが日露戦争への報復と領土の拡大のために日本に襲いかかった背信的攻撃の産物です。

当時のソ連の外務大臣モロトフは「8 月 9 日よりソ連は日本との戦争状態に入る」とい

う対日宣戦布告を8月8日午後5時にモスクワで、日本の佐藤尚武大使に行いました。時差の関係で満州では8月9日0時ちょうどです。佐藤大使が本国への連絡の許可を求めたのに対してモロトフは許可すると言ったのですが、佐藤大使の電報は東京に着電していません。当時、在ソ連日本大使館はソ連の電報局を使って日本に電報を送っていたわけですが、そこで発電を抑えたと思われます。マリク駐日大使が当時の東郷外務大臣に宣戦布告を通告したのは8月10日になってからです。満州にいた関東軍は奇襲を受けました。奇襲という点では日本の真珠湾攻撃と同じです。真珠湾攻撃について日本は戦争後、散々に言われました。しかし、戦勝国ソ連のこの奇襲攻撃は不問に付されました。

8月10日の会談で、マリクはソ連参戦の理由として日本がポツダム宣言を拒否したことを挙げました。東郷外務大臣はマリクに対して「どこからそういうことを聞いたのか。日本は天皇の統治大権に変更はないとの了解の下でポツダム宣言を受諾する旨、既に連合国に回答した。あなたからもはっきりロシア政府に伝えてほしい」と述べております。

世界の外交史の中で、宣戦の布告とポツダム宣言の受諾という降伏の申し出が同じ会談でなされた大変珍しい例です。多分、前例もその後にも例がないケースです。いかにソ連の参戦が駆け込み参戦であったかを示しております。ソ連の対日参戦の声明には「すべての同盟の義務に忠実なソ連政府は、連合国の提案を受理し、7月26日付の連合国宣言、ポツダム宣言に加入せり」ということを述べております。私も数年前までは、ソ連はアメリカとイギリスの要請に応じて対日参戦したと考えていました。しかし、最近の研究では、ポツダム会議では既に原爆が完成したということもありまして、アメリカとイギリスは必ずしもソ連の対日参戦を望んでいなかったとされております。

ポツダム宣言は、ポツダム会議開催中の7月26日にアメリカ、イギリス、中国の名前で出されました。ソ連はその内容について相談されませんでした。ポツダムにはスターリンやモロトフもいました。2人ともポツダム宣言の発出という通報を受け、慌てて「少し待ってほしい」と要請しましたが、アメリカに「既にプレスに発表したので無理である」ということで拒否されております。スターリンはポツダムで米英に対日参戦してほしいという文書を出させようとしたのですが、米英はそういう文書を出しませんでした。中立条約侵犯の責任をより明確に米英にも押し付けることにスターリンは失敗しました。スターリンは対日参戦ができなくなりほしくないかと焦って、このポツダム会議の後、準備を加速させたことが明らかになっております。ただ、スターリンはこのときトルーマンに対日参戦を取り決めたヤルタ協定を口答で確認させたということでもあります。

満州の現地ではソ連の侵攻によって、婦女子を含む市民が被害を受けました。この満州での悲劇はよく知られております。その上ソ連は約60万人の日本軍人を捕虜としてシベリアに連行し、ポツダム宣言第9項「各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的な生活を営む機会を与えられる」という条項に乱暴に違反しました。この60万人のうち、約1割の人々は再び祖国日本を見ることなく亡くなったのです。

8月15日、日本は「天皇の地位は日本国民の意思により決まる」という連合国側の回答

を踏まえ、最終的にポツダム宣言の受諾を連合国に通告しました。8月15日に天皇の終戦の詔勅がラジオで放送され、各地にいる日本軍には連合国軍への降伏が命じられました。しかし、スターリンは戦闘をやめませんでした。8月15日、アメリカは連合軍の諸部隊に対し停戦するようにと、連合軍最高指令官のマッカーサーの命令を出しました。マッカーサーの命令は在モスクワ駐在米軍事代表ディーン少将から赤軍参謀総長アントーノフにも送付されました。しかし、アントーノフは「あなたには誤解がある。赤軍は赤軍最高司令官スターリンの命令にのみ従う」と通告しました。

8月9日から1週間もたっていませんから、8月15日に千島には赤軍は1兵もいませんでした。千島の最北の島、占守島（しゅむしゅとう）に赤軍が攻勢をかけたのは8月18日です。ここではかなりの死傷者が出ました。その後、樺太では日本軍の白旗を掲げた停戦交渉のための軍使を射殺するなどしながら戦闘を続けました。8月の終わりから9月の初めまでに歯舞まで占領しました。千島の占領に当たった赤軍は、得撫島（うるつぶとう）まで占領した後、任務終了ということで北に帰りました。これは水津さんという水先案内を務めた参謀が回想録として書いています。国後その他の北方領土を占領したのは、樺太から来た軍です。8月26日には択捉島、9月1日に国後島と色丹島。米軍がまだ来ていないことを確認した上で上陸しました。日本軍はもちろん抵抗しませんでした。

歯舞群島は富山の人々が多く行っていた所ですが、歯舞の占領はどう行われたのか、一つのエピソードをご紹介しますとおきたいと思います。9月2日にソ連の太平洋艦隊司令部は歯舞占領準備命令を出しました。そして国後島にいたチチェーリン海軍少佐に9月3日に行動計画を報告するようにと求めました。このチチェーリンへの電報の写しを司令部に送った際に、担当のレオノフ大佐は次のように書いています。「チチェーリンとの連絡は不良。フリゲート艦第6号にはできの悪い無線兵がいる。その結果、彼に1945年9月3日に必要なのは計画であって行動ではないと説明できなかつた」と。要するにチチェーリンが勘違いして、歯舞群島を占領してしまったということです。後にこのチチェーリンは断固とした行動を取ったということでソ連では称賛を受けました。

8月16日、スターリンはトルーマンに対し釧路と留萌を結ぶ線（両市を含む）から北の北海道をソ連の占領地とすることを要求しました。トルーマン大統領がそれを断ったのに対して、スターリンは不平、不満を述べています。

9月2日、スターリンは日本に対する「戦勝」記念の演説をしました。そこでスターリンは次のように述べています。「1904年の日露戦争でのロシア軍隊の敗北は、国民の意識に重苦しい思い出を残した。この敗北はわが国に汚点を印した。わが国民は日本が粉碎され、汚点が一掃される日が来ることを信じ、そして待っていた。そしてここにその日が訪れた。このことは、南樺太と千島列島がソ連に移ることを意味する」と述べています。日露戦争への報復と領土の獲得が戦争の目的であったことを明確に述べています。これは火事場泥棒の侵略戦争であります。私は、ロシア史の汚点を消すのではなく、更なる汚点を付け加えたものと考えております。第二次大戦の結果というより、日露戦争の結果、ソ連

の不法な武力行使の結果でこの北方領土問題が生じたと考えるのが正しいと思います。

日本人は、第二次大戦は1945年8月15日に終わったと考えています。北方領土占領はその後の話です。スターリンが日本に行った不正を日本国民は決して忘れてはなりません。これは語り継がなければなりません。自らが被害者であり、不正を正すことができない国に、国際社会での正義を説く資格はありません。そういう意味でこの問題は不正を正す問題、正義を回復する問題であり、かつ日本国の在り方の根本にかかわる問題です。

1993年の東京宣言には、「法と正義に基づく解決」と書いてあります。この東京宣言の起草に私もかかりましたが、その意味をかみしめる必要があります。北方領土折半論や3島返還論などいろいろな案が出されていますが、物事の本質を考えると、こういう妥協案は考慮に値しません。日本は本来占領された領土のすべてを返還するように要求してもいい。しかし、いろいろな現実を考慮して、択捉、国後、色丹、歯舞という固有の領土に絞って返還を要求しています。この返還でロシアと平和条約を結んでいいと申し出ているのです。これ以上の妥協などあり得ません。ロシアにはこの領土を保有する権利は全くありません。千島全体についてもありません。ロシアが力だけで押してきている問題なのです。

自分が当事国でもないサンフランシスコ条約の規定をロシアが援用することがありますが、北方領土の併合は1946年に行われたのであって、サンフランシスコ条約は1952年に発効したのです。戦後、1946年2月2日、ソ連は南樺太、千島、北方領土を併合しました。平和条約もないのに日本の領土を勝手に奪ったということです。最高会議幹部会令でハバロフスク地方に入る南サハリン州の設置を決定しました。同日付で「1945年9月20日からこれらにある土地、建物、その他は国有化される」という命令を出しております。5カ月もさかのぼって国有化したということです。このようなやり方は国際法上許されるのか。許されません。

戦争だからといって何をやってもいいわけではありません。占領地域における占領軍の権力は、ハーグ陸戦法規で規律されています。私有財産は尊重されることになっています。千島、北方領土、樺太の住民は財産を奪われ、着の身着のまま強制的に送還されました。これらの人々の人権は蹂躪されたのです。こういうことをスターリンは何度もやっています。チェチェン人も第二次大戦中、スターリンの命令でコーカサスから中央アジアに移住させられました。中央アジア、例えば、ウズベキスタンのタシュケントに行くと、バザール、市場でキムチを売っています。これは朝鮮人が極東地域から日本に協力する可能性があるということで、強制的に移住させられた名残です。サラトフ州にいたドイツ系ソ連人も強制移住させられました。こういうことも記憶しておく必要があります。こういう不正義はいつか是正されなければなりません。

1946年2月2日、ソ連は北方領土などを併合する措置を取りましたが、それを正当化するものとして、1945年2月11日のヤルタ協定を公表するように米国に迫りました。このヤルタ協定というのはスターリン、チャーチル、ルーズベルトが1945年2月にクリミアの

ヤルタで会談したときに秘密協定として締結したものです。ここに何が書いてあるかというところ、ドイツの降伏後、2ないし3カ月後にソ連は対日参戦をする。そのための条件として外蒙古（今のモンゴル）の現状維持、樺太のソ連への返還、大連の国際化と旅順のソ連の海軍軍事基地化、満鉄の中ソ共同管理、さらに千島のソ連への返還ではなく引き渡しということです。日本の敗北後にこれらの条件が確実に満たされることを約束した秘密協定です。

当時の中国は蒋介石の中国ですが、アメリカの同盟国です。ルーズベルトは同盟国の中国の利益を損なう取り決めをしたということです。中国側は抵抗しましたが、結局、旅順の基地はソ連に握られてしまいました。毛沢東が苦勞して1955年に旅順を取り返しました。このような秘密協定で日本の領土が日本の知らない間に取引されても、日本としてそういうものを認めなければならない義理は全くありません。なぜこのヤルタ協定が秘密協定であったのかというと、これは日ソ中立条約に真っ向から違反する国際法違反の約束だからです。米英の国際法尊重の姿勢も相当怪しいものだという事です。

ただ、米国は1946年2月11日、ソ連の要望に応じてこのヤルタ協定を公表しました。まだ冷戦が厳しくなる前で、米国では旧敵国日本への反発が強い時代です。米国では条約は上院の助言と同意がないと結べないことになっています。このヤルタ協定については、米国上院はこれを認めないという姿勢を明らかにしました。このヤルタ協定が結ばれた場所に私は1991年に行ってきました。クーデターでゴルバチョフが休暇中に別荘に閉じこめられた事件がありましたが、その別荘を見に行ったことがあります。ヤルタ協定が結ばれたリバディア宮殿というところに行ってきました。こういうところでそういう策謀をしたのかと感慨を覚えました。グロムイコが回想録の中に「ヤルタにおいてスターリンは、ルーズベルトが自分の条件をのんだというので大変うれしそうにしていた。得意満面であった」ということが書いてあります。

サンフランシスコ講和条約の交渉のころ、アメリカとイギリスはヤルタの約束もあるということで、日本に樺太、千島の放棄を条約に入れるように要求しました。ただ、ヤルタ協定とは違い、日本に放棄させるが、それをソ連に引き渡すという条文にはしませんでした。ソ連は、これはヤルタ協定違反であるということで憤慨しています。1951年のことです。ソ連がヤルタ協定違反だと憤慨するのは分からないことではありません。しかし、これまた、われわれとしては尊重に値しない憤慨です。

サンフランシスコに来たグロムイコは日本の軍事力の制限なども言っていたのですが、千島、樺太へのソ連の主張が認められていないということで、講和条約には署名しないで帰りました。ロシア人の一部は、あのときサンフランシスコ講和条約に署名しておいたほうがよかったと反省していますが後の祭りです。この講和条約を審議した米国上院は、この条約はヤルタ協定を認めるものではないという了解の下でこれを批准するという決議をしています。千島と樺太も今なお帰属が未定になっています。ソ連のものになったのではありません。

この間、ある専門家が「ポツダム宣言第8項には『日本の領土は北海道、本州、四国、九州という四つの島と、われわれの決定する小さな島に限られる』とあるから、ソ連、ロシアの言い分にも一理あるのではないか」ということを言うておりましたが、ポツダム宣言第8項には「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」ということが書いてあります。そしてこの「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」というカイロ宣言の中には、領土不拡大の原則が書いてあります。

一言だけ、サンフランシスコ条約で放棄したということについてですが、千島を放棄したときに4島も入っているのかどうかというのが一つの論点としてあります。この関連で一言だけ申し上げておきますと、国際法上、放棄した放棄の範囲について争いがある場合には、放棄した国、この場合は日本ですが、日本の意見が優先的に考慮されなければならないという判例がございます。

北方領土の返還については、その後、日本とソ連との交渉、日本とロシアとの交渉に委ねられました。最初の交渉は鳩山一郎さんが総理になったころに行われた1955年、56年交渉です。この交渉では、日本は第二次大戦中にソ連に占領された日本領土の帰属問題ということで問題提起しました。マリクと松本俊一さんの交渉でしたが、ソ連側は「歯舞、色丹は返すがそれ以外は返さない。それ以外は日本は放棄している」と主張し譲りませんでした。平和条約の締結はやめて、とりあえず共同宣言で外交関係を樹立し、その後、平和条約締結交渉を行い、歯舞、色丹は返しましょうということで合意しました。

私はこの交渉のことを思い返すと、率直に言ってこのような交渉をすることが日本の国益に役立ったのか、と思うことがあります。特に日本には、抑留者を帰してもらい、北洋漁業についてソ連の同意を得たい、国連加盟のためにソ連が拒否権を行使していたのですがそれをやめてもらい、国連に入るなどの懸案がありました。違法に連れて行った人たちを人質にしたような交渉をソ連はしたということでもあります。日本は国後、択捉の返還をすれば、平和条約を結ぶと提案しましたが、ソ連はそれを拒否し続けました。吉田茂さんはこの交渉には大変否定的で、共同宣言の批准の国会での表決も、仲間を引き連れてボイコットしています。

交渉というものは、交渉者がしっかり交渉するというのは当然必要なのですが、交渉者の腕よりも、交渉を取り巻く環境の方がより重要です。鳩山総理は抑留者を帰国させ、1957年の正月を日本でおもちを食べながら迎えてもらいたいと、国連に加盟して、国際社会に早く復帰したいという気持ちが強くて、かつそれを公に公言していました。最近話題の北朝鮮による拉致の問題がありますが、これはわれわれの人道的な気持ちを揺り動かします。先ほど発表された若い人たちの作文にも人道的な気持ちがあらわれていました。こういう人道的な気持ちを相手が逆用するというようなことが外交ではあり得るのです。

河野一郎さんは漁業のことを心配してこの共同宣言の締結を重視して、「共同宣言締結後に領土問題を含む交渉を継続する」という文言から、「領土問題を含む」という文言を削除することに応じてしまいました。残っている問題は、国後、択捉の問題しかないのだから、

書かなくても分かっている話ではないかというわけです。その上、この交渉の途中では重光外務大臣が「齒舞、色丹で手を打つこともやむを得ない」と言い出しました。こういうことで日本側が大変迷走してしまいました。こういうことをするものですから、共同宣言後、平和条約交渉はずっと途絶えてしまいました。1960年には、日米安保条約の締結に関連して、ソ連側は齒舞、色丹の返還を安保条約の破棄と関連付けるという無法なことをしてきました。

ソ連が再び平和条約交渉をしようと言ってきたのは、中ソ対立が厳しくなった1972年1月です。グロムイコが突然訪日したいと希望しましてやって来ました。何をしようとしたかということ、日本の対中国交正常化にブレーキをかけようとしてきました。佐藤内閣の末期で、外務大臣は福田赳夫さんでした。そのときも、何回か話し合いましたが、結局、齒舞、色丹は返すから何とかという話でした。日本側はそういう条件での平和条約は駄目であるということで話し合いはつかずじまいでした。私はそのときに通訳や記録取りをしていましたが、その後、日中平和友好条約の問題が持ち上がり、この条約のなかの反覇権条項が反ソ条項であるということで、ソ連が反対し、日ソ関係は緊張してどうしようもなくなりました。

北方領土問題が次に交渉の場に出てきたのは、ゴルバチョフがソ連の改革を始めて、それがソ連の崩壊になり、ロシアがエリツィンの下でこの問題を何とかしなければいけないと考えた時期です。皆さんのお手元に配られた四つ折りの資料に書いてありますが、このときに東京宣言ができました。東京宣言には「日本国とロシア連邦大統領が全体主義の遺産を克服し、二国間関係の完全な正常化のために協力していくべきことを決意して、以下を宣言する」と。4つ折りの資料にも書いてありますが「日本国総理大臣とロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉、国後、色丹、齒舞の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題の歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国の関係を完全に正常化すべきことに合意する」ということが書いてあります。この宣言を基に4島の日本への帰属を確定し、日ロ平和条約を結び、日ロ関係を真に正常化する。それがわれわれが今、重視すべきことです。

ただ、プーチン大統領になってから、ロシアの態度はゴルバチョフ登場以前のような態度に変わりました。エリツィン大統領はシベリア抑留を謝罪したのですが、今のロシアはスターリンの功績を再度強調するなど、先祖返りの傾向が見られます。プーチンは全体主義の遺産の克服どころか、ソ連の崩壊を20世紀最大の地政学的破局と呼んでいます。領土問題は解決済みという声も聞こえてきます。交渉はまた冬の時代に逆戻りしたということです。スターリン再評価の中で全体主義の遺産の克服は難しくなっています。最近では日本が不法占拠と言ったのを問題にするというような強硬な姿勢をロシアは取っています。

こういう状況にどう対応すべきなのか。私の答えは大変はっきりしています。原則に立

ち返り、4島返還をあくまで主張するという事です。「ロシアが4島返還をする見込みがないから、私のような態度ではこの問題はいつまでも解決しないのではないか」と言う人がいます。私の考えでは、解決しないのであれば、解決しなくてよい。日本がロシアの力だけに基づく領有を正義回復の立場から認められないと主張し続けている状態と、ロシアの力の政策、明白な不正義を不問に付して、ロシアの力の政策に屈服し、安易な妥協をするという日本の在り方、この利害得失を考えると、前者がずっと望ましいと思うのです。4島なしで日本は十分繁栄できることは証明済みです。日本国憲法9条で「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」としている日本が安易に妥協することはありません。時機が来れば、ロシア人もスターリンの遺産を後生大事にすること、他人の財産である土地や家を法的根拠もなしに占拠していることが恥ずかしくなることもあるだろうと思います。それに日本は大国です。日本民族は力のある民族です。小国のように泣き寝入りする立場にはありません。国の一部を植民地化されて黙っているわけにはいかないということです。ロシアは一度つかんだ島を返したくないということで、身動きできないのです。その馬鹿さ加減に早く気が付いてほしいと思っております。ソルジェニーツィンというノーベル文学賞をもらった有名なロシア人の作家がいます。ソルジェニーツィンはロシアの大変な愛国者です。ソルジェニーツィンは、これらの島はロシアの島ではないと書いています。この間、岡田外務大臣がロシアを訪問しました。メドベージェフ大統領府の長官のナルイシキンにソルジェニーツィンの発言を渡しました。それはこの間訪日したときに、ナルイシキンがロシアの世論の中で返還反対論が多いと言ったからです。

ロシアの考え方を変えさせなければなりません。その変化を早めるためには日本国民の多くがこの固有の領土の返還で一丸となり、この問題を将来にしこりを残すことなく解決する道は4島の返還以外にないことをロシアに知らしめていくことが重要です。2島返還論、3島返還論、面積二等分の3.5島返還論などいろいろあります。これらの論には返還論という名前が付いています。しかし、すべて日本固有の領土の放棄論です。3.5でも0.5を放棄しているわけです。こういうものは歯牙にもかけない、こういう論には怒りの声を挙げていくべきであろうと私は考えております。大体、固有の領土を放棄する権限など誰にもありません。総理にもありません。そういうことは憲法に反するのではないかというのが有力な意見としてございます。

この問題はロシアが理不尽なせいで、解決に時間がかかります。次世代にバトンを渡す必要があります。若い皆さんには、不正義には正当な怒りを持つこと、それを許さない勇気を持つことが重要であると言いたいと思います。それが人にとっても、国にとっても重要であるということです。そしてその一つの試金石、それが不動産というより正義回復の問題である北方領土問題であるということです。

ビザなし交流で北方領土を訪問した時に、「外務省というのはあなたも含めて話せば分かると思っているのではないか。しかし、ロシアというのは話して分かるような相手ではないのではないか」という指摘を受けました。私は外交官でしたから、物事を話し合いで解

決することを重視します。ずっと占拠を続けているロシアが、話して分かる相手ではないのではないかということも分からないこともないし、私もロシア側に「こういうことをやっているのなら日本側も管轄権の行使をやりましょうか」と言ったこともあります。外交問題は最後には力の問題になることがあります。しかし、私はまだ話し合いをしていくのがいいと考えています。国際司法裁判所に提訴など、第三者解決に委ねるや、北方領土での日本のプレゼンスを強化して、なし崩し的に返還を図っていく方策もありますが、これらをどうしていくかはロシア側の出方を見ながら考えていくことだと思います。

間瀬理事長からロシアの経済は、今、大変だという話がありました。そのとおりです。ロシアは欧米との関係で、グルジア、ウクライナの関係もあって良くありません。対中関係も中国に押され気味です。日本と協力したい気持ちは結構強いということです。これをこの問題の解決にどうつなげていくか、知恵を絞る余地はあるのかなという気はしております。

最近、ウラジオストクで『千島は誰のものか。神話と現実』という、チェチューリンというロシア人が書いた本が出版されました。著者が書いている言葉で「われわれに余分な土地はない。しかし、他人の土地はわれわれに必要ではない」という言葉が印刷されています。北方領土占領の経緯について、今日、私が話したようなことを書いて、スターリンのやったことを泥棒行為、山賊行為と書いています。4 島を日本に返すべきということを論じています。約 3000 部、ダリナウカという出版社が印刷しています。間瀬理事長のところにはこの抄訳がありますが、こういう動きもあることを皆さんにも知っておいていただきたいと思います。

この北方領土に関して私はずっとやってきましたが、この問題は、ソ連の国内でスターリンを批判する指導者、批判する風潮が出てきたときに動きます。フルチョフが出てきてスターリン批判をしたころ、1955 年、56 年、歯舞、色丹は返すという合意ができました。スターリンのやったことに対して大変批判的であったエリツィン大統領のころにクラスノヤルスクで、この問題を解決して平和条約を早く結ぶというアイデアが出てきました。ロシアの歴史におけるスターリンの位置付けは、今はスターリンは良い指導者だったという意見が強いのですが、それはいろいろ変わってきます。従って、この問題を悲観的に考えることはありません。

ロシアと日本を比較しますと、ロシアは大きな国で、日本は小さな国だというイメージが日ロ双方にあります。しかし、経済力、GDP でいうと 2007 年の IMF の統計ですが、ロシアの GDP は日本の 3 分の 1 です。人口は日本が 1 億 2000 万人で、ロシアは 1 億 4000 万人ぐらいです。大した違いはありません。それにロシアは毎年 80 万人ずつぐらい減っています。ロシアは核兵器を持っています。プーチンは 2 年前に「核兵器を持っていない国は真の主権国家とは言えない」という発言をしております。これがロシアが日本の正当な要求を拒否している背景です。力で押していこうという態度につながっているのかもしれない。しかし、基礎的な経済力や技術力という国力では、日本が上だろうと思います。そう

いう立場で交渉していけばいいと思います。

中国が台頭してきている現状の中で、日ロ関係の正常化というものをやっていくことは、日ロ双方の大局の利益に沿うだろうと思います。ロシアにもその点をよく考えてほしいと考えております。そういうことを申し上げて、私の話を終わります。ご質問があればお答えします。

(大野) どうもありがとうございました(拍手)。茂田先生はわざわざご自身の時間を割いて質問の時間をお取りいただく配慮をされたようですので、若干時間があります。フロアから質問というと堅くなりますので、この際、なかなかおみえにならない先生に何か聞いてみたいことがありましたら、遠慮なくお手を挙げていただければと思います。マイクをお願いします。どうぞ。

(Q1) ソ連との問題についていろいろな人の話を聞いておきますと、国際司法裁判所で裁いてみると、その論理への道筋がそこに出てくるのではないかと思います。戻らなくても。こういう人。あるいは「もうそのようなやり方ではどうしても駄目なのだ。やはりここはあきらめなければならないのだ」と言われるのだけれど、先生の今日のお話の中にも裁判所の話が少し出てきておりましたが、裁判所というのはどのように考えたらいいか、私どもは議論していったらいいか、そういう意味でもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(大野) 先生、コメントはありますか。どうぞ。

(茂田) ロシアが国際法上、自分たちも権利があると言うものですから、そういうことであれば国際司法裁判所に行って争いましょうと、大平さんが外務大臣のころ、田中内閣のころですが、向こうに言ったのです。そうしたら、グロムイコが自分の国の領土の問題を国際司法裁判所に出すつもりはないということで、にべもない返事で断られました。国際司法裁判というの、もちろん合意がないとできませんので、それでやめてしまったということです。

それから、エリツィンのころになって、今度はエリツィン政権の中の一部が、国際司法裁判所に行ってこの問題を解決したいと言ひ出したのです。私は、これは非常にいい案だなど思ひたのですが、同時にそのころは、この領土問題が動くような雰囲気だったのです。裁判をやると何年もかかりますから、交渉で早くけりを付けられるのではないかと思ひてロシア側のその申し出は遠慮してもらひました。だから、交渉で解決するのが一番いいのですが、ここまで長引いていますから、国際司法裁判所に持っていくというのは一つの手だと思ひます。

(大野) 質問者、よろしいですか。何かありますか。もう一方ぐらいはいいかなと思いますが。どなたかございますか。ございませんか。

先生には、歴史的な経過を含めて、今、何が重要かというところ、大きなポイントをしっかりと話しいただきました。公正さを求めてということですが、今日のご講演を聞かれました、これから北方領土が一日も早く、当たり前のごとくに返還されるように、皆さん方のお力添えをぜひ賜りたいと思います。今日は大雪の中をお越しいただいた先生に、盛大な拍手をお願いしたいと思います。

(茂田) 皆さん、ありがとうございます(拍手)。